

環境基本計画の基本的事項

1 計画策定の背景・目的

環境基本計画策定の流れ

- ・糸魚川市では、糸魚川市環境基本条例第 8 条の規定に基づき、環境に関して総合的かつ計画的に環境施策を推進していくための指針を定めた糸魚川市環境基本計画を平成 22 年 3 月に策定しました。そして今回現計画の計画期間の終了に伴い、当市をとりまく社会情勢や経済情勢の変化、国・県の動向、市の施策実施状況を踏まえるとともに、現行計画を見直すことを目的に、今後 10 年を見据えた「第 2 次糸魚川市環境基本計画」を策定します。
- ・また、平成 26 年 12 月に策定した「糸魚川市新エネルギービジョン」及び「糸魚川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を本計画に組み込み、一元的な管理を図ります。

(1) 世界的な環境問題・課題への対応

地球温暖化問題への対応

- ・「IPCC 第 5 次評価報告書」では、1880 年～2012 年の間に世界の平均気温が 0.85 上昇したと報告しています。今後、人為的活動により、温室効果ガスが最大限排出されると 2100 年に地球の気温が最大で 4.8 上昇すると予測されています。
- ・国は温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比マイナス 26.0%の水準にする新たな目標を掲げています。また、2018 年には「気候変動適応計画」を策定しています。

生物多様性の危機

- ・現代は、「第 6 の大量絶滅時代」と言われています。人間活動によって引き起こされる現代の大絶滅は過去に比べて速く、1975 年以降は世界で 1 年間に約 4 万種もの種が絶滅していると推計されています。
- ・国は 2012 年に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定しました。生物多様性地域戦略の策定は、地方公共団体の努力義務とされています。

循環型社会への対応

- ・世界人口の増加に伴い廃棄物の発生量も増加することが想定され、年間廃棄物発生量が 2050 年には、2016 年に比べて約 1.5 倍になると予想されています。
- ・海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されており、2019 年 7 月の G20 大阪サミットでは、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。
- ・国では 2018 年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しています。

持続可能な開発に向けた取組の推進

- ・2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題の解決に、共同して取り組んでいくことを決意した画期的な合意です。
- ・2030アジェンダの中核を成す「持続可能な開発目標(SDGs)」は、17のゴールと、ゴール毎に設定された合計169のターゲットで構成されています。



図 SDGs で設定された 17 のゴール

(2) 国や新潟県の環境に関する方向性

国のエネルギー対策の見直し

- ・東日本大震災での原発事故を契機に国のエネルギー対策が見直され、省エネルギーと再生可能エネルギーの導入を促進し、2030年度の電源構成のうち総発電電力量の約4割を賄う方針が立てられています。

国の環境基本計画

- ・国は、2018年4月に第五次環境基本計画を策定し、分野横断的な以下の6つの重点戦略を設定しています。

持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築、国土のストックとしての価値の向上、地域資源を活用した持続可能な地域づくり、健康で心豊かな暮らしの実現、持続可能性を支える技術の開発・普及、国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

県の環境基本計画

- ・県は、平成29年3月に「新潟県環境基本計画」を改訂しました。
- ・安全に安心して個々が豊かに暮らせる持続可能な社会の構築を目指し、「人と自然が共生する暮らし」「安全で快適な環境」「資源を大切に作る循環型の地域社会」を踏まえて施策を展開するとしています。

2 計画の位置づけ・性格

(1) 計画の位置づけ

- ・本計画は、糸魚川市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念の5つの柱の実現に向けた中心的役割を担うものです
- ・同条例第8条の規定に基づき策定し、環境の保全に関する基本的な計画に位置付けられます。
- ・基本理念5つの柱

環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことができるように適切に行われなければならない。

環境の保全は、多様な生態系の健全性を維持し、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように適切に行われなければならない。

環境の保全は、環境への負担の少ない循環を基調とし、持続的に発展することができる社会が構築されるように行われなければならない。

環境の保全は、市、事業者及び市民等が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、全ての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

地球環境の保全は、人類の共通の課題であることを認識し、国の内外の地域と連携しながら、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(2) 計画の性格

本計画は、市の環境保全におけるもっとも基本となる計画であるとともに、「糸魚川市総合計画」を環境の部門別計画としての性格を有し、市が策定する個別の行政計画や事業に対し、環境の保全に関する基本的な方向性を示します。

3 計画の対象範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

分野	内容
地球環境	資源・エネルギー / 地球環境 / オゾン層の破壊・酸性雨
生物多様性	生物・生態系 / 里山・森林 / 地形・地質 / 水辺・海浜 / 農地 / 自然景観
廃棄物・循環型社会	ごみの減量化 / リサイクルの推進
生活環境	大気 / 水 / 騒音・振動 / 悪臭 / 土壌・地盤 / 公園・緑地 /
環境行動	環境学習 / 意欲啓発 / 人材等の育成 / ジオパークの活用 / 美化活動

4 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、市全域とします。

ただし、大気や水環境、地球環境問題など、広域的な対応が必要な事項については、国、県及び周辺自治体との連携や地球全体を視野に入れた計画とします。

5 計画の期間

本計画の対象期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

また、市を取り巻く環境や社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

6 それぞれの役割

(1) 市の役割

市は、環境の保全に関する取り組みを推進するけん引役として、この計画に基づく環境施策を実施するとともに、自らも一事業者・一消費者として、環境の保全に関する行動を率先して実行する役割を担います。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動を行うにあたり、公害の防止、廃棄物の発生及び排出の抑制と資源の循環、省エネルギーの実践や再生可能エネルギーの利用促進など、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する役割を担います。

(3) 市民等の役割

市民等は、人と環境とのかかわりについて理解を深め、日常生活に伴う廃棄物の排出抑制、限りある資源・エネルギーの実践や再生可能エネルギーの利用促進など、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実践する環境施策に協力する役割を担います。

7 計画の構成

・計画は、次の5つの章によって構成します。

第1章 計画の基本的事項

第2章 環境の現状と課題

第3章 計画の目標

第4章 施策の展開

第5章 計画の推進に向けて

8 施策の体系

・【地球環境】の分野に「新エネビジョン」と地球温暖化対策実行計画「区域施策編」の内容を組み込むに当たり、記載する分野の順番を変更する。

・【自然環境】は名称を【生物多様性】にする。

・【生活環境】の分野になっている「廃棄物・循環型社会」は社会的ニーズが強くなっているため別分野としてピックアップする。

・順番は、地球環境、生物多様性、廃棄物・循環型社会、生活環境、環境行動とする。